

保育所等におけるインフルエンザに係る治癒証明書について

今冬は新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対策として、インフルエンザに罹患した子どもが登園を再開する際に、医師が記入する意見書を保護者から施設に提出することは不要となっております。

[厚生労働省ホームページ「令和4年度インフルエンザQ&A」\(令和4年10月14日版\)](#)

※抜粋

Q19 児童のインフルエンザが治ったら、学校には治癒証明書を提出させる必要がありますか？

今冬における新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対策として、児童がインフルエンザに感染し、学校保健安全法における出席停止期間が経過した後、改めて検査を受ける必要はなく、当該児童が学校に復帰する場合には、治癒証明書の提出は不要です。

なお、保育所での取扱いについても同様に、今冬における新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対策として、インフルエンザに罹患した子どもが登園を再開する際に、医師が記入する意見書を保護者から保育所に提出することは不要です。その際、「保育所における感染症ガイドライン（2018年改訂版）」で示す登園のめやす（発症後5日を経過し、かつ解熱後2日（乳幼児にあっては3日）経過していること）を確認し、適切に対応いただくことが重要です。

参考：[保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）](#)